

令和 7 年度における除排雪等の状況について

1 令和 7 年度除排雪事業の概要

(1) 除排雪対策事業費

年度	事業費(千円)	最大積雪深(cm)		累計降雪量(cm)	
		青森地区	浪岡地区	青森地区	浪岡地区
R3	5,887,130	149	122	600	529
R4	5,122,620	103	108	557	634
R5	3,026,253	64	51	460	423
R6	7,339,344	150	192	669	754
R7	※ 8,652,582	183	156	656	566

※ R7事業費は令和7年度3月補正後の予算額。

(2) 雪に関する要望・相談受付件数 ※ 各年度12月1日～3月31日までの4ヶ月間

年度	青森地区	浪岡地区	合計
R3	14,008 件	626 件	14,634 件
R4	7,777 件	864 件	8,641 件
R5	1,972 件	176 件	2,148 件
R6	17,797 件	1,175 件	18,972 件
R7	23,488 件	826 件	24,314 件

(3) 年度別除雪出動状況

年度	平均除雪出動回数							
	工区(住宅街)	工区(郊外)	幹線	補助幹線	郊外幹線	浪岡地区	大釈迦地区	細野地区
(R7工区・路線数)	(170)	(22)	(36)	(58)	(38)	(20)	(1)	(1)
R3	7.5	12.6	13.0	8.7	17.7	21.0	27.0	42.0
R4	5.6	12.0	11.1	7.4	16.9	17.0	18.0	27.0
R5	4.1	7.7	5.5	4.3	10.2	12.0	21.0	23.0
R6	9.3	20.3	15.8	11.5	20.2	27.0	35.0	46.0
R7	6.3	16.6	12.9	8.6	18.3	19.0	23.0	25.0

(4) 市民雪寄せ場

年度	件数	町会数	合計面積(m ²)	平均面積(m ²)	件数増減
R3	350 (13)	139	156,972	448	△ 65
R4	352 (17)	134	161,766	460	2
R5	339 (15)	140	159,993	472	△ 13
R6	341 (19)	159	162,339	476	2
R7	351 (13)	155	163,257	465	10

※ ()内は浪岡地区で内数

2 今後の除排雪事業の見直し等について

(1) 令和 7 年度豪雪災害時に生じた除排雪作業の遅延要因

外的要因	
① 作業負荷の増大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除排雪作業実施中も、再度の降雪が続き、除雪サイクルが追いつかない ・ 1 回の作業当たりの排雪量が増加
② 低温継続による圧雪硬化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続した寒波により圧雪が硬化 ・ 圧雪を削り取る作業が必要となったことで、作業時間が増加
③ 作業工程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排雪経路となる幹線道路等が確保されなかったことで生活道路の除排雪作業の着手が遅れた ・ 繰り返される降雪で幹線道路等の作業を優先せざるを得ず、生活道路の着手が遅れた
④ 集中的な需要増加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国・県・市における排雪作業時期が重なったことによる雪捨て場周辺での渋滞発生 ・ 市の受託事業者の一時的なダンプトラック不足の発生
⑤ 排雪作業効率の低下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排雪作業の経路となる市道幹線などの主要な道路でも除排雪が追いつかず、路面悪化 ・ 雪捨て場が飽和状態等となり、遠方の雪捨て場を使用
内的要因	
① 豪雪時の基準移行の明確化不足	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豪雪時の急激な道路交通機能の低下に対応するための発動基準が具体的・制度的に整理されていない
② 限られた時間での把握が困難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路交通機能の低下が同時多発的に進行する状況で、現場の状況把握や優先順位付けなど総合判断に負荷が集中。
③ 豪雪ピーク時の人的増強制度の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場確認、事業者調整、事務処理など急増する業務量に対応するための人員が不足
④ 排雪能力の予備力不足	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械台数、ダンプトラックの搬送能力、雪捨て場の受入能力などが、豪雪規模に対して予備力が十分とは言えない
⑤ 受託工区の同時作業未実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線の除雪作業を繰り返し行わざるを得ず、工区作業の着手が遅れた ・ 複数受託している事業者が工区ひとつずつに注力したため、他工区の作業着手が遅れた

令和 8 年 1 月下旬からの寒波による継続した降雪により顕在化した上記の複合要因により、除排雪作業の日進量が著しく低下し、これまでにない作業時間を要する事態となった。

(2) 除排雪事業に関する課題と今後の主な取組

①作業負荷と資機材不足への対応

＜主な取組＞

- ・ 契約方法の見直し、除排雪業務評価制度の在り方
- ・ 市内他業種の事業者が保有するダンプトラック等、必要な車両確保

②作業工程及び作業の優先順位の最適化

＜主な取組＞

- ・ 迅速性を重視した除排雪作業方法や実施体制の見直し

③情報収集、判断体制の強化

＜主な取組＞

- ・ GPS 等 ICT を活用した管理システムの導入
- ・ 効果的なパトロール体制の構築
- ・ 市民相談窓口（コールセンター）の電話応答率の改善
- ・ 民間事業者等との連携の可能性調査

④市民への情報提供

＜主な取組＞

- ・ 降雪が継続した場合でも相談・要望等への対応が可能な体制の構築
- ・ 除排雪の実施状況など効果的な情報発信
- ・ 町会との意見交換、情報共有
- ・ 雪対策への市民理解の醸成

⑤雪捨て場の確保や運用方法等の適正化

＜主な取組＞

- ・ 新たな雪捨て場の確保
- ・ 工区内における雪寄せ場の確保

⑥豪雪時の作業基準・体制等の具体化

＜主な取組＞

- ・ 豪雪時の体制の強化
- ・ 現在の直営班の効果的な活用
- ・ 国・県との連携体制の強化

現在、令和 7 年度青森地区除排雪作業受託事業者と本市の除排雪業務に指名登録があり、事業所・営業所がある事業者に対して、来シーズンに向けた事前調査（ヒアリング）を実施している。

今後は調査結果や他都市の状況等を踏まえ、総合的に除排雪体制の見直しを実施する。

3 除排雪業務評価制度の評定結果

近年における除排雪業務評定要領に基づき、全工区・路線に対して実施した青森地区の評定結果は以下のとおり。

(1) 令和 7 年度 [単位：件]

区 分		優	良	可	不可	合計
		100～86	85～71	70～51	50 以下	
工区	全面委託工区	0	103	56	11	170
	指定委託工区	0	13	9	0	22
路線	幹線	0	26	10	0	36
	補助幹線	0	42	16	0	58
	郊外幹線	0	24	13	1	38
合 計		0	208	104	12	324

(2) 令和 6 年度 [単位：件]

区 分		優	良	可	不可	合計
		100～86	85～71	70～51	50 以下	
工区	全面委託工区	4	96	68	0	168
	指定委託工区	0	13	9	0	22
路線	幹線	0	28	8	0	36
	補助幹線	0	42	16	0	58
	郊外幹線	0	26	12	0	38
合 計		4	205	113	0	322

(3) 令和 5 年度 [単位：件]

区 分		優	良	可	不可	合計
		100～86	85～71	70～51	50 以下	
工区	全面委託工区	0	149	18	0	167
	指定委託工区	0	22	0	0	22
路線	幹線	0	35	1	0	36
	補助幹線	0	57	1	0	58
	郊外幹線	0	38	0	0	38
合 計		0	301	20	0	321

(4) 令和 4 年度

[単位：件]

区 分		優	良	可	不可	合計
		100～86	85～71	70～51	50 以下	
工区	全面委託工区	0	133	31	0	164
	指定委託工区	0	21	1	0	22
路線	幹線	0	30	6	0	36
	補助幹線	0	55	3	0	58
	郊外幹線	0	37	1	0	38
合 計		0	276	42	0	318

(5) 令和 3 年度

[単位：件]

区 分		優	良	可	不可	合計
		100～86	85～71	70～51	50 以下	
工区	全面委託工区	18	99	38	0	155
	指定委託工区	2	13	7	0	22
路線	幹線	4	21	10	0	35
	補助幹線	9	40	7	0	56
	郊外幹線	3	28	7	0	38
合 計		36	201	69	0	306

4 雪に関する市民相談窓口（コールセンター）

市民サービスの向上を図ることを目的に、令和 7 年度から雪に関する市民相談窓口の電話での受付を外部委託化するコールセンター運營業務を実施した。

(1) 業務概要

- ・業務名 : 雪に関する市民相談窓口コールセンター運營業務
- ・契約相手方 : トランス・コスモス 株式会社
- ・契約締結日 : 令和 7 年 10 月 24 日
- ・履行期間 : 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- ・業務委託料 : 18,857,425 円（うち 1,714,311 円は消費税額と地方消費税額の合算額）

(2) 配置人員

本業務の配置人員は、「雪に関する市民相談窓口コールセンター運營業務委託仕様書」において、以下のとおり求めており、事業者から提案を受けている。

区分	業務内容	配置人数
オペレーター	電話応答による市民対応・管理システムへの登録等	市民からの相談受付用の電話回線数は、平常時は原則 3 回線以上開設すること。ただし、気象状況等を踏まえ、市と協議の上、柔軟に対応すること。上記に定める電話回線数以上の人数
コールセンター管理者	オペレーターの管理監督、クレーム対応、問合せ等に係る市担当との連絡調整等	コールセンター開設期間中、常時 1 名
責任者	市との連絡調整役及び、コールセンター全体の統括・連絡・調整等	本業務期間中 1 名選任

※仕様書から引用

(3) 配置人員に対する事業者からの提案

- ・オペレーターは平常時の 3 回線、豪雪時には人員を増加し 8 回線 + α とする。

5 県道の除排雪事業者が行う市除排雪業務の工区・路線

令和 7 年度における市内県道の除排雪作業を受託する事業者は 13 社、うち本市の除排雪業務（工区・路線）を行っている事業者は 10 社。

	県除雪事業者 (東青：市内)	市除排雪 工区・路線
1	志田内海(株)	E-1-2、F-3、本町地区線、平岡団地線、石江江渡線
2	(株)澤田建設	内真部工区、勝田地区線、油川駅前通り線
3	(株)アオケン	安田地区線、滝内孫内線、新城中学校通り線
4	(株)藤本建設	F-1、新町地区線
5	(株)丸美佐藤組	L-4、八重田線、原別線
6	(株)木村建設	F-4-2、県病西通り線、奥州街道
7	(株)西田組	G-4、問屋町工区、下湯工区、卸売団地線、浜田大野線、大谷線
8	(株)鹿内組	K-4
9	大矢建設工業(株)	D-6-1、松元台団地工区、浪館西滝線 1、
10	(株)大坂組	E-10-1、J-4、幸畑団地 1 工区、幸畑団地 2 工区、合浦地区線、幸畑団地線（幹線）、南高校線、幸畑団地線（補助幹線）、三本木滝沢線、野内駅前通り線
11	(株)青洋建設	—
12	(株)越友産業	—
13	(株)弘永舗道	—

6 検証項目に対する県への回答

令和 8 年 4 月 16 日に行われた青森県知事記者会見において、本市に要請のあった令和 7 年度の雪対策に関する 4 つの検証項目について、令和 8 年 4 月 30 日付け青市道維第 45 号で県道路課へ文書で回答を提出。

【検証項目 1】

工区の 9 割が「良」「可」とされていることは、市民の生活実感と大きく乖離している。

良・可について、業者報告や市の完了確認で客観的に確認できるデータや資料がない。

(市の見解)

除排雪評価制度の評定結果について、市民の生活実感との乖離があるとする要因として考えられますことは、市の評価がシーズン全体の 11 月から 3 月にかけて、各工区で出動した 6～7 回分の除排雪作業内容を評価したものであることに対し、市民の皆様は、豪雪時になかなか除排雪作業が入らず、道路交通が確保できなかった時期の印象が強いため、認識に差が生じたものと考えています。

当該評価制度については、より客観性のある仕組みにする必要があると認識しており、市民の皆様にご理解いただけるよう、評価項目のうち迅速性をより重視するなど、見直しを行うこととしています。

なお、工区の完了確認は、業者が提出する作業日報やタコメーターチャート紙、職員パトロールなどで確認しており、写真の提出は求めておりません。

【検証項目 2】

除排雪が完了するまで長期間を要していることが「契約を正しく履行している」と言えるのか。

(市の見解)

除排雪作業委託仕様書に記載する除排雪の作業時間は、市の指令に対して次の日までに仕上げる時間を定めたものではなく、事業者が作業を行う際の作業時間を定めたものであり、具体的には、バス路線は、早朝の始発バスの運行に支障とならないよう 6 時まで、その他路線は、通勤や通学に支障とならないよう 7 時までに作業することとしています。

受託事業者においては、1 月 20 日から 2 月 3 日までの 15 日間において、平年値の約 3 倍となる 261 センチメートルの災害級の豪雪に対し、昼夜を問わず継続して除排雪作業を実施しており、契約書第 14 条の契約解除の条項と照らしても、委託作業に長時間要したことのみをもって契約不履行とはならないものと考えております。

今冬の短期集中による降雪時においては、バス路線や排雪ルートとなる主要な幹線道路が確保されていなかったこと、国・県・市の排雪作業時期が重なったことにより市受託事業者の一時的なダンプトラック不足が発生したことなど、様々な外的要因が重なったことで作業量が低下した面もあり、長時間を要したことをもってただちに不履行であるとはいえないと考えております。

【検証項目 3】

資機材(業務履行能力)を有していない業者と契約していたのではないか。

(市の見解)

毎年、シーズン終了後に事業者から作業実施状況等のヒアリング調査を行い、シーズン中の機力や作業体制の状況などを把握した上で、各工区・路線の担当事業者の見直し作業を行っています。

また、シーズン開始前の事業者の機力や人員体制については、契約締結に際し、事業者から提出される作業計画書において、使用機械の種類や台数、その検査証の写しを添付の上、作業体制などを確認し、明らかに不足している場合、実施体制について市として再確認しています。

これまでも市内各事業者が保有する機力や人員体制を勘案し、適正な作業規模となるよう各事業者の配置に努めてきており、平年並みの降雪には対応できていました。

今冬のような短期集中による降雪時の各事業者の対応状況等を踏まえ、機力・人員体制を含めた作業体制の検証を行い、より適正な配置となるよう見直しを進めます。

【検証項目 4】

「不可」とした工区に支払いをする根拠。

(評定が不可の工区は契約を解除するべき。)

(市の見解)

評定結果が50点以下の不可となった事業者については、作業委託契約書に基づき、シーズン契約においては、当初契約からシーズン終了時の累計降雪量による変更は行っておりません。

また、2月6日から2月21日までについては、県の令和7年度豪雪災害緊急除排雪支援事業費補助金交付要綱に従い、単価契約として、評定結果によらず、作業実績に応じた委託料を支払っています。

評定については、除排雪業務評定要領において、業務に手直しが生じた場合、手直し前の状態を対象として行うとしており、改善が必要な場合は、市が手直しについて指導し、最終的に作業を完了することとしています。

なお、除排雪業務評価制度は、除排雪作業水準の向上と作業の均一性を図るほか、受託者の適正な選定と指導育成など、業務実施能力の向上に資することを目的として実施しているものであり、委託料の変更には影響するものの、評定の結果によって契約を解除しようとするものではありません。